

兵庫県公報

平成25年7月30日 火曜日 第2513号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○平成25年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○平成25年度第2回危険物取扱者試験の実施（消防課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	4
○漁船保険の付保義務の発生（同）	4
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	8
○基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○公共測量を実施する旨の通知（同）	8
○同上（同）	8
○同上（同）	9
○公共測量が終了した旨の通知（同）	9
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○同上（同）	10
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	10
○市街地再開発組合の定款の変更認可（同）	10
○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（同）	11
○歳入の収納事務の委託（教育委員会事務局高校教育課）	11

公 告

○本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表（市町振興課）	11
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○同上（同）	14
○同上（同）	16
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	17
○同上（同）	17

告 示

兵庫県告示第999号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成25年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成25年7月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 募集期間

男子 平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

女子 平成25年8月1日（木）から同年9月6日（金）まで

2 試験期日等

区分	試験期日	試験会場	合格発表	採用時期

男子	平成25年 8月24日（土）又は25日（日）のいずれか1日を指定	受付時に告知	試験時に告知	採用予定通知書により告知
	平成25年 9月18日（水）、19日（木）、23日（月）又は25日（水）から28日（土）のいずれか1日を指定 ※ 29日（日）は予備日			
女子	平成25年 9月24日（火） ※ 23日（月）は予備日	同 上	平成25年11月 8日（金）	平成26年 3月 又は同年 4月

3 問合せ先（志願手続を行う場所等）

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラスト・ビル2F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (コーワビル2F)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (光貿易ビル1F)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第1000号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成25年10月19日（土）：加古川市

平成25年10月20日（日）：神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市、篠山市、洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神 戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通 2 丁目 1—63
姫 路	兵庫県立大学姫路工学キャンパス	姫路市書写2167
西 宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町 6—42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902—4
豊 岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
篠 山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403—1
洲 本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山 2 丁目 8—65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第 1 項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第 2 項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第 3 項に定める科目

4 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第 5 項から第 7 項までのいずれかに該当する者は、同規則第57条第 2 項又は第 2 項の 2 に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の 3 第 4 項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において、平成25年 8 月上旬から配布する。

イ 受付期間

平成25年 8 月29日（木）から同年 9 月 9 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等、送達確認可能な方法で送付すること（平成25年 9 月 9 日（月）までの消印有効）。

ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから申請に必要な事項の入力等を行い送信する。（<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>）

イ 受付期間

平成25年 8 月26日（月）午前 9 時から同年 9 月 6 日（金）午後 5 時まで

(3) 手数料

- | | |
|--------------|--------|
| ア 甲種危険物取扱者試験 | 5,000円 |
| イ 乙種危険物取扱者試験 | 3,400円 |
| ウ 丙種危険物取扱者試験 | 2,700円 |

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

7 合否の発表

合格者の受験番号を平成25年11月12日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号
一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部
電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室
電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第1001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市小東野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 本 浩 一	神戸市西区神出町小東野45番地の11

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 尾 達 治	神戸市西区神出町小東野48番地の3



兵庫県告示第1002号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
揖保南土地改良区	平成25年 6月27日



兵庫県告示第1003号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成21年兵庫県告示第865号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成25年 8月 8日限りで消滅する。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市加入区

飾磨加入区



兵庫県告示第1004号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成25年 8月 9日から発生する。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市加入区

飾磨加入区



兵庫県告示第1005号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

藤原染工株式会社

西脇市和布町187— 4

代表取締役 藤 原 祥 文

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

藤原染工株式会社

西脇市和布町187— 4

- (3) 特定施設に関する事項

種 類	19号ト 染色施設 (No. 1)		19号ト 染色施設 (No. 2)						
能 力	40kg×4回/日		同 左						
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左						
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		同 左						
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左						
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～22時 16時間		同 左						
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左						
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	種 類	高濃度汚水		低濃度汚水		高濃度汚水		低濃度汚水	
	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12	14	10	11	12	14	10	11
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	915	1,090	60	70	915	1,090	60	70
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,175	1,390	59.9	79.9	1,175	1,390	59.9	79.9
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	70	50	70	50	70	50	70
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5.3	7.6	5.3	7.6	5.3	7.6	5.3	7.6
	りん含有量 (単位 mg/L)	1.6	3.8	1.6	3.8	1.6	3.8	1.6	3.8
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	6.1	6.8	43.1	48.1	6.1	6.9	43.7	48.7	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

19号卜 染色施設 (No. 3)			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
同 左			
高濃度汚水		低濃度汚水	
通常	最大	通常	最大
12	14	10	11
915	1,090	60	70
1,175	1,390	59.9	79.9
50	70	50	70
5.3	7.6	5.3	7.6
1.6	3.8	1.6	3.8
5.3	6.0	38.1	42.4

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 7月30日から同年 8月20日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び西脇市福祉生活部生活環境課



兵庫県告示第1006号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成25年 7月11日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 株式会社ヨシケン
主たる営業所の所在地 神戸市長田区久保町7丁目4番7号
代 表 者 の 氏 名 上 本 嘉 彦
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-21）第114489号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実
株式会社ヨシケンの代表取締役は、平成25年 3月 6日に神戸簡易裁判所において、暴行罪により罰金10万円の判決を受け、同年 3月22日にその刑が確定した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第1007号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間
平成25年 8月12日から平成26年 3月31日まで
- 3 作業地域
新温泉町



兵庫県告示第1008号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年 7月 8日から同月31日まで
- 3 作業地域
神戸市西区神出町



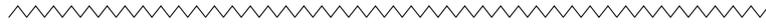
兵庫県告示第1009号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳附図データ作成）
- 2 作業期間
平成25年 7月25日から平成26年 2月28日まで
- 3 作業地域
姫路市石倉



兵庫県告示第1010号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間
平成25年 7月11日から平成26年 2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区淡河町ほか



兵庫県告示第 1011号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
平成24年12月 4日から平成25年 4月19日まで
- 3 作業地域
加古川市の一部



兵庫県告示第1012号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民局神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
柏 尾 台	神 戸 市	北 区	山田町原野 柏尾台	大 塚 山 八 王 子	5番2の2、5番2の19の一部 4番、42番の一部 19番7の一部、19番の8の一部、19番9、 23番、56番の一部、56番地先里道の一部



兵庫県告示第1013号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
香良(1)地区	丹波市	水上町	香 良	エンゾ谷	107番3の一部、119番の一部、2106番1の一部、2120番の一部、



兵庫県告示第1014号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、西脇市高田井土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
理 事 長	遠 藤 操	西脇市高田井町631番地
副理事長	遠 藤 茂 男	同 市高田井町734番地
同	藤 原 敏 泰	同 市高田井町583番地
理 事	遠 藤 忠 司	同 市高田井町540番地の2
同	遠 藤 幸 夫	同 市高田井町659番地の1
同	小 林 繁 雄	同 市高田井町306番地
同	高 瀬 安 哲	同 市高田井町594番地
同	藤 原 隆 敏	同 市高田井町579番地
同	藤 原 將 宏	同 市高田井町131番地の2
同	吉 井 正 幸	同 市高田井町351番地の3



兵庫県告示第1015号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
三田駅前Bブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成27年3月まで
- 3 施行地区
三田市駅前町の一部
- 4 変更内容
事務所の所在地
変更前 三田市中央町9番5号
変更後 三田市中央町9番34号
- 5 設立認可年月日
平成24年12月3日

6 変更認可年月日
平成25年 7月17日



兵庫県告示第1016号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、旭通4丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
旭通4丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成26年3月まで
- 3 施行地区
神戸市中央区旭通4丁目の一部
- 4 事務所の所在地
神戸市中央区琴ノ緒町5丁目5番2号
- 5 設立認可年月日
平成20年12月24日
- 6 変更認可年月日
平成25年 7月17日



兵庫県告示第1017号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会（以下「振興会」という。）に委託した旧高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号）及び旧地域改善対策奨学資金貸与規則（昭和62年兵庫県教育委員会規則第10号）に係る奨学資金貸付金償還金の一部に関する収納事務を、振興会から中央債権回収株式会社に次のとおり委託した。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
振興会に委託した高等学校奨学資金貸与事業及び地域改善対策奨学資金貸与事業に係る奨学資金貸付金の償還金の一部
- 2 委託した事務の範囲
歳入の収納事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名
東京都中央区勝どき一丁目7番3号 勝どきサンスクエア3階
中央債権回収株式会社
代表取締役 荒 木 宜 央
- 4 委託の年月日
平成25年 7月16日
- 5 収納の方法
収納受託者は、貸付金の償還金の収納をするときは、その権限のあることを示す証票又はその権限を証明する書類を収納義務者に示すものとする。

公 告

本人確認情報の提供、利用及び保護の状況に関する公表

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）第10条の規定に基づき、本人確認情報の提供、利用及び保護の状況を次のとおり公表する。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 本人確認情報の提供

提供先	事 務	提供年月	提供件数
兵庫県教育委員会	市町村立学校職員退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和37年兵庫県条例第3号）による市町村立学校の職員の退職年金の給付に関する事務	平成24年 9月	8
		同 年12月	9
平成25年 3月		6	
	県の区域内の高等学校の定時制若しくは通信制の課程に在学する勤労生徒又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労生徒（県の区域内に住所を有する者に限る。）に対して貸与した奨学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務	平成25年 6月	2
兵庫県選挙管理委員会	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による同法第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項若しくは第2項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成24年 7月	2
		同 年11月	24
		平成25年 6月	2
兵庫県公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第4項の放置違反金の徴収（同条第13条後段の延滞金及び手数料並びに滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	平成25年 6月	4

2 本人確認情報の利用

事 務	利用年月	利用件数
農薬取締法（昭和23年法律第82号）による同法第8条第1項又は第2項の届出に関する事務	平成24年 7月	6
	平成25年 5月	1
土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第2項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務	平成24年 8月	21
	同 年10月	6
	同 年11月	19
	同 年12月	11
	平成25年 2月	18
	同 年 3月	15
	同 年 4月	51
	同 年 6月	25
採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務	平成24年10月	1
農地法（昭和27年法律第229号）による同法第4条第1項又は第5条第1項の許可に関する事務	平成24年 9月	3
兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）による個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税若しくは自動車税の賦課又は県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、自動車取得税若しくは軽油引取税の徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務	平成24年 7月	1,352
	同 年 8月	2,099
	同 年 9月	1,358
	同 年10月	1,757
	同 年11月	68,813
	同 年12月	2,933
	平成25年 1月	1,708
	同 年 2月	2,724
同 年 3月	3,052	

	同 年 4 月	1,376
	同 年 5 月	67,505
	同 年 6 月	2,832
恩給条例（昭和36年兵庫県条例第40号）による恩給の支給に関する事務	平成24年 8 月	1
	同 年 9 月	25
	同 年11月	30
	同 年12月	23
	平成25年 3 月	23
	同 年 4 月	1
	同 年 5 月	6
	同 年 6 月	22
兵庫県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年兵庫県条例第18号）による年金の支給に関する事務	平成24年 8 月	1,978
	同 年 9 月	2
	同 年10月	3
	平成25年 1 月	1
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）による同条例第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の登録又は同条例第 7 条第 1 項の届出に関する事務	平成24年10月	1
	同 年12月	1
土地収用法（昭和26年法律第219号）第 3 条各号に掲げるものに係る事業の用に供する土地の取得に関する事務	平成24年 7 月	77
	同 年 8 月	21
	同 年 9 月	32
	同 年10月	15
	同 年11月	19
	同 年12月	91
	平成25年 1 月	27
	同 年 2 月	12
	同 年 3 月	20
	同 年 4 月	59
	同 年 5 月	99
	同 年 6 月	44
農薬取締法第 1 条の 2 第 1 項に規定する病害虫の防除の業を営もうとする者の届出に関する事務	平成25年 2 月	2
	同 年 6 月	1

3 本人確認情報の保護に関する状況

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例第 8 条第 2 項の規定により漏えい等の防止のために講じられた措置はなし。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン姫路店

所在地 姫路市増位本町二丁目12番10号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 みずほ信託銀行株式会社

住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表者の氏名 中 野 武 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 みずほ信託銀行株式会社

住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表者の氏名 野 中 隆 史

イ 変更後

名称 みずほ信託銀行株式会社

住所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表者の氏名 中 野 武 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
株式会社さが美	横浜市港南区下永谷六丁目2番11号	石 田 敏 彦
株式会社イーシーアイ 外16者	島根県出雲市斐川町神氷2535番地2	松 本 佳 晃

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社さが美	横浜市港南区下永谷六丁目2番11号	平 松 達 夫
株式会社イーシーアイ 外16者	島根県出雲市斐川町神氷2535番地2	松 本 昌 之

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年4月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年3月1日ほか

5 届出年月日

平成25年7月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年7月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年12月2日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン上郡ショッピングセンター
 所在地 赤穂郡上郡町竹万533ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深 町 勝 義
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	岩 本 隆 雄
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深 町 勝 義
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深 町 勝 義
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	岩 本 隆 雄
株式会社アージュ	広島市西区商工センター2-15-1	石 角 毅
ゴダイ株式会社	姫路市駅前町268	浦 上 晃 之
外2者		
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社アージュ	広島市西区商工センター2-15-1	田 村 英 樹
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地 スクエアビル2F	浦 上 晃 之
外2者		
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
- 5 届出年月日
平成25年7月1日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年7月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成25年12月 2 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 佐用ショッピングタウン

所在地 佐用郡佐用町佐用1060ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地 1	捧 賢 一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	岩 本 隆 雄
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地 1	捧 賢 一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地 1	捧 賢 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	岩 本 隆 雄
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地 1	捧 賢 一
ゴダイ株式会社	姫路市駅前町268	浦 上 晃 之

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
株式会社コメリ	新潟市南区清水4501番地 1	捧 賢 一
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地 スクエアビル 2 F	浦 上 晃 之

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 5月22日ほか

5 届出年月日

平成25年 7月 1 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 7月30日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年12月 2 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市若草町85番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市神岡町東鯨崎546番地の 1

有限会社太成 代表取締役 河 崎 和 浩

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 3月 1 日

兵庫県指令西播（光土）（建）第 1 - 33号（24赤穂）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市長池町68番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市勝原区宮田576番 3

有限会社幸和ハウス 代表取締役 竹 田 博 哉

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 4月25日

兵庫県指令西播（光土）（建）第 1 - 2号（25赤穂）